

高槻市高齢者新型コロナウイルス感染症検査事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新たに介護保険施設に入所する高齢者が本人の希望により、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）に係る検査を受けることで、介護保険施設内での集団感染を未然に防止し、重症化リスクの高い介護保険施設入所者の命を守ることを目的として実施する、高槻市高齢者新型コロナウイルス感染症検査事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査 感染症の体外診断用医薬品（検査キット）において厚生労働省の承認を得た核酸増幅法による検査手法で実施する検査（以下「検査」という。）
- (2) 介護保険施設 高槻市内に所在する次に掲げる施設（以下「施設」という。）
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
 - イ 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
 - ウ 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は高槻市（以下「市」という。）とし、市は事業の全部又は一部を委託することができる。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、65歳以上の者で、新たに施設に入所する者のうち本人が検査を希望するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 第9条に規定する実施申請の後1か月以内に施設へ入所する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(検査の実施条件)

第5条 事業の検査を実施する条件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 検査実施時点で発熱や咳などの症状がないこと
- (2) 検査実施時点で感染症に係る行政検査の対象者となっていないこと
- (3) 検査に関し必要な事項に同意すること

(検査の回数)

第6条 検査の回数は、対象者1人につき1回とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(検査の費用)

第7条 対象者が負担する検査の費用（以下「検査費用」という。）は無料とする。

(実施の申請)

第8条 対象者は、市長に対し、検査実施の申請をすることができる。

2 検査実施の申請をする者（以下「申請者」という。）は、高槻市高齢者新型コロナウイルス感染症検査事業実施申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、新たに入所を予定する施設を通じて市長に提出しなければならない。

(1) 介護保険被保険者証の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実施の決定等)

第9条 市長は前条の規定による検査実施の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、申請があった日から30日以内に検査実施の可否を決定するものとする。

2 市長は申請に対し、実施することを決定したときは高槻市高齢者新型コロナウイルス感染症検査事業実施決定通知書（様式第2号）により、実施しないことを決定したときは高槻市高齢者新型コロナウイルス感染症検査事業不実施決定通知書（様式第3号）により、それぞれ速やかに申請者に通知するものとする。

3 市長は、実施決定をするに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 報告を求め、又は市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させる必要があると市長が認めたときには、これらに協力すること

(2) 検査の結果が陽性となった場合、市及び保健所による行政検査等に準ずる対応に協力すること

(3) この要綱を遵守すること

(検査の実施)

第10条 前条の規定により検査実施の決定を受けた者（以下「実施決定者」という。）は、市長が用意し新たに入所を予定する施設を通じて受け取る検査キットを用い、検体を採取した上で、新たに入所を予定する施設を通じて市長へ提出するものとする。

2 市長は、提出された検体について、できる限り速やかに検査を実施するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知を受けた日から検査を実施するまでの間に限り、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、高槻市高齢者新型コロナウイルス感染症検査事業実施申請取下書（様式第4号）を市長に提出することにより行わなければならない。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る決定は、なかったものとみなす。

(実施決定の取消し等)

第12条 市長は、実施決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実施決定を取消することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により検査を受け、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他市長が不適切と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による実施決定の取消しを行ったときは、その旨を高槻市高齢者新型コロナウイルス感染症検査事業実施決定取消通知書（様式第5号）により実施決定に係る申請者に通知するものとする。

（検査結果の通知）

第13条 市長は、第10条の規定により検査を受けた対象者に対して、新たに入所を予定する施設を通じて、検査結果を通知するものとする。

2 市長は、前項の検査結果を証明する書類を発行しないものとする。

（検査結果の報告等）

第14条 市長は、前条第1項の検査結果が陽性のときは、速やかに高槻市保健所長（以下「所長」という。）へ報告するものとする。

2 所長は、前項の報告を受けたときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第12条第1項に基づく届出書等の手続きを行った上、当該対象者に対して、感染症法に基づくその他手続き等を行うものとする。

（譲渡等の禁止）

第15条 実施決定者は、検査を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（理由の提示）

第16条 市長は、第9条第2項の規定による実施しないことの決定及び第12条第1項の規定による実施決定の取消、その他この要綱に基づく指示をするときは、申請者に対し、その理由を提示するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。